

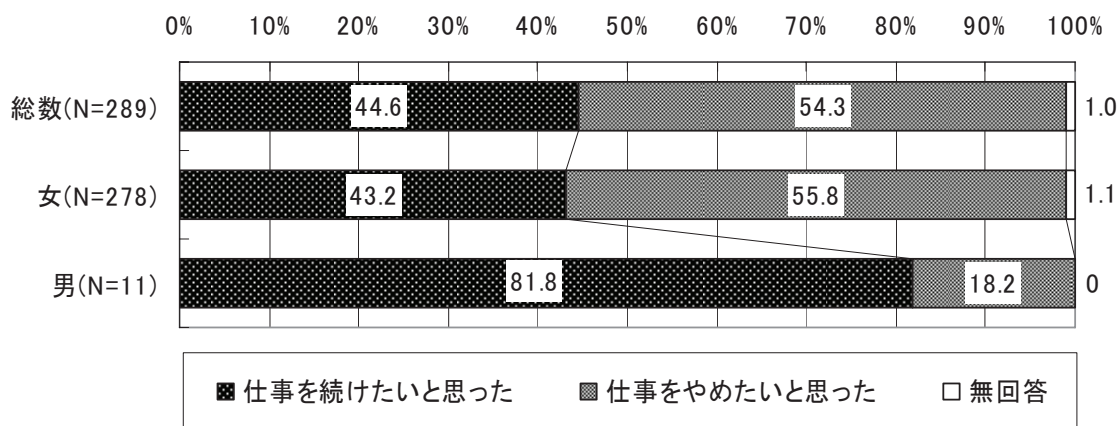
基本目標 IV あらゆる分野における男女共同参画の推進

労働や行政、地域・市民活動、国際協力・国際理解など、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくためには、性別にとらわることなく男女が共に参画しやすい環境を整えていく必要があります。

平成23年度の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果では、結婚・出産・介護を機に仕事をやめた経験について、「仕事をやめていない」が38.6%で最も多いけれども、「結婚を機に仕事をやめた」が17.5%、「出産を機に仕事をやめた」が12.3%、「家族の介護を機に仕事をやめた」が3.2%で、これらを合わせて33.0%が結婚・出産・介護を機に仕事をやめています。そして、結婚・出産・介護を機に仕事をやめた人の仕事の継続希望について、「仕事を続けたいと思った」が44.6%、「仕事をやめたいと思った」が54.3%となっています。

このため、働く場の確保や職場での男女平等の待遇、多様な働き方への支援、男女不平等な制度や慣行の見直し、政策方針・決定過程への女性への参画拡大などに取り組めます。

結婚や出産で仕事をやめた人の継続希望について



資料：平成23年度「橋本市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

重点課題 1. 雇用・職場における男女共同参画の推進

就職困難や非正規雇用の増大など労働環境が大きく変化しており、働く場や生計の確保について支援するとともに、雇用形態の変化や多様な働き方に対応できるよう、啓発や情報提供を進めることが必要です。そして、雇用及び待遇において男女が均等に取り扱われるよう啓発が必要です。

施策の方向 1 雇用の場の創出

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	雇用の場の創出	市民	企業誘致室 商工観光課

施策の方向 2 男女雇用機会均等法などの周知

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	改正男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の改正内容の周知	企業等 雇用主 労働者	商工観光課
②	本市における事業所での男女共同参画に関する実態調査	企業等 雇用主	商工観光課
③	女性を積極的に採用・登用する啓発	企業等 雇用主	商工観光課

施策の方向 3 市職員の男女平等雇用の推進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	市職員の募集・採用における男女平等の雇用の推進	市民	職員課

施策の方向 4 職場での男女平等を推進するための啓発の強化

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	企業等における男女平等推進のための情報提供	企業等 雇用主	商工観光課

施策の方向5 多様な働き方の選択が可能となる取り組み

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	多様な働き方の選択が可能となるよう、企業等へ労働条件の改善を働きかけ	企業等 雇用主	商工観光課

施策の方向6 労働相談の充実

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	働く男女の労働相談窓口の設置	市民	商工観光課

施策の方向7 家族経営協定等についての相談支援

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	家族経営協定についての情報提供と相談の充実	自営業従事者	商工観光課
②	新規就農者への認定農業者制度の啓発	農林業従事者	農林振興課
③	農林業従事者への生産・技術向上のための初心者研修の充実	農林業従事者	農林振興課



重点課題2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

橋本市の市政や事業所、団体等における意思決定の場へ女性の参画を進めていくためには、女性の積極的な活用を図るための働きかけや、女性人材の情報の整備と活用などの環境整備が必要です。

施策の方向1 審議会等委員への女性の登用促進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	審議会、委員会等への女性の積極的登用	女性市民	企画経営室

●数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
審議会等における女性の割合	29.6%	H23	35%	H28
			40%	H33
女性委員ゼロの審議会等の割合	16.6%	H23	10%	H33

施策の方向2 行政における女性職員の登用拡大

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用	女性職員	職員課

●数値目標の設定

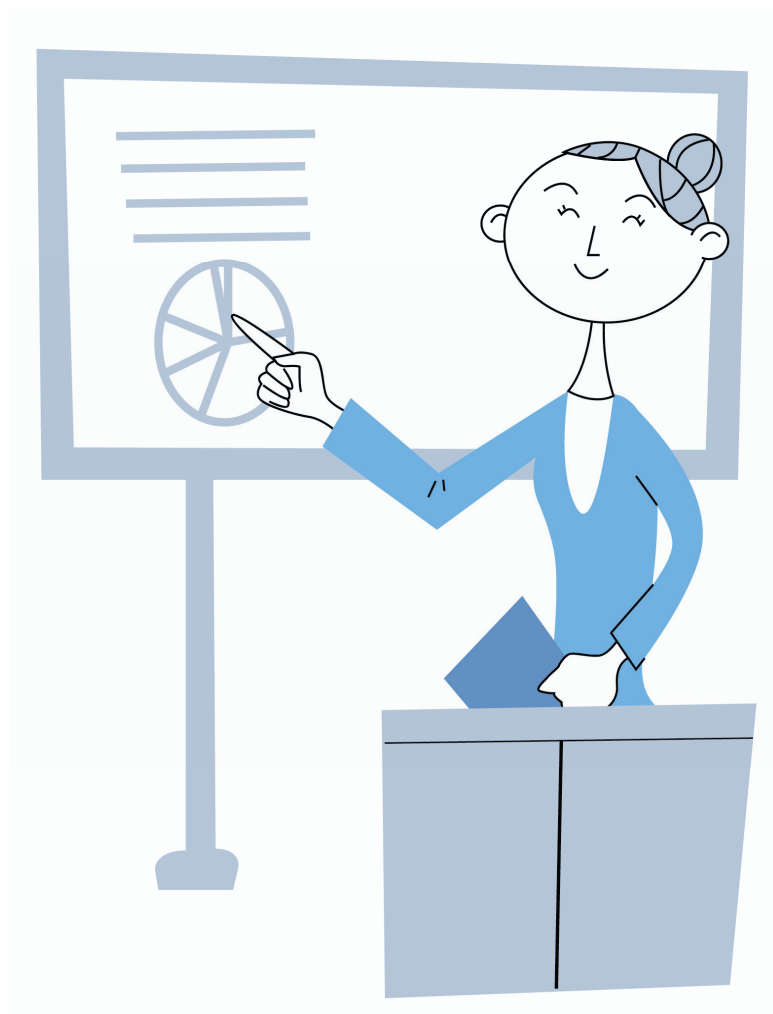
項目	現 状		目 標	
	数 値	調査時期	数 値	達成時期
橋本市職員の管理職における女性の割合（一般行政職）	課長級以上 14.0%	H23	20%	H28
			25%	H33

施策の方向3 企業・団体における女性参画の促進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	企業・団体へのポジティブアクション* ²⁶ の周知	団体 企業等 雇用主	農林振興課 商工観光課
②	女性が参画しやすい職場環境整備の促進	企業等 雇用主	商工観光課

施策の方向4 女性人材情報の整備と提供

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	女性人材の発掘と情報提供	女性市民	企画経営室



重点課題3. 地域活動・市民活動における男女共同参画の推進

豊かな住みよいまちづくりを進めていくためには、地域活動やボランティア・NPO活動に男女がともに自主的に参画することが大切です。地域活動における役員は主に男性で占められ、実務的な役割は主に女性が担っている状況があり、男女の均衡の取れた参画が必要です。このため、地域活動やボランティア並びにNPO活動に積極的に参画できるよう、情報提供や支援に努めます。また、市民団体の役職者への女性の就任を促します。環境・防災活動においては、男女の参画を進めるとともに、女性のニーズを尊重した取り組みが必要です。

施策の方向1 地域活動等への男女共同参画の促進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	地域活動等への男女共同参画への啓発活動	市民	総務課 農林振興課 社会教育課
②	男女共同参画に配慮できるリーダーの育成	市民	農林振興課 社会教育課
③	女性団体のネットワーク化の促進	女性団体	社会教育課
④	ボランティアの養成・確保と人材の情報・集約	市民	社会教育課 市民安全課 福祉課

施策の方向2 環境・防災活動への男女共同参画の促進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	ゴミの分別・減量化への男女の参加の促進	市民	環境衛生課
②	環境保全活動への男女の参加の促進	市民	環境衛生課
③	防災活動への男女の参加の促進	市民	市民安全課 消防本部
④	防災活動に取り組む女性への支援	市民	消防本部
⑤	女性の視点に立った避難所の運営	市民	市民安全課

重点課題4. 国際協力・国際理解における男女共同参画の推進

世界平和は生命と人権の尊重のための不可欠な基盤であり、平和を大切にする心を育むことが必要です。国際理解・交流の促進に取り組むとともに、外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めることが必要です。

施策の方向1 国際協力の推進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	国際協力に関する情報収集と提供	市民	企画経営室
②	国際平和や人権・平等についての理解を深める啓発	市民	企画経営室

施策の方向2 国際的視野を持った若い世代の育成

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	若い世代の国際交流参加への促進	若い世代	企画経営室

施策の方向3 国際理解と交流の推進

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	看板・案内板への英語等の併記	外国人 外国籍市民	企画経営室
②	外国籍市民との交流の促進	市民 外国籍市民	企画経営室

基本目標 V 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）が増えています。平成 23 年度（2011 年度）に実施した男女共同参画市民意識調査結果では、身体的暴力や精神的暴力による DV 被害の経験者がいずれも全体で 10%を超えており、身体的暴力は女性 15.6%、男性 3.7%、精神的暴力は女性 14.6%、男性 5.7%が経験しています。また、被害を受けた人のうち、誰にも相談しなかった人の割合が女性で 44.1%、男性で 55.2%という結果が出ています。最近は、結婚していない若年層における DV（デートDV^{*16}）も増えています。

DVを防止するとともに、DV被害を早期に発見し、被害者を支援するための体制づくりが必要です。

重点課題1 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実

DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関などの関係機関でDVが早期に発見されることが必要です。また、被害者の安全に配慮して、安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向1 DV被害の早期発見の仕組みづくり

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	市の各種窓口におけるDV被害者の気付きと相談支援窓口へのつなぎ	市民	関係各課 社会教育課
②	関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	市民	関係各課
③	DV相談窓口の周知	市民	関係各課 社会教育課

施策の方向2 DV被害者の相談体制の整備・充実

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	DV被害者の相談窓口の整備・充実	市民	関係各課
②	関係する相談機関との連携の強化 (警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	市民	関係各課
③	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	市職員	関係各課

重点課題2 DV被害者への支援体制の整備

DV被害者に対して総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、DV被害者支援ネットワークを構築し、被害者の安全確保と自立に向けた保護・支援を行います。これらの支援に対して被害者からの苦情がある場合は、適切な対応を行います。

施策の方向1 DV被害者の安全確保

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	被害者の安全確保 (警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	関係各課
②	緊急一時避難所(シェルター* ²⁷)との連携 (警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	関係各課

施策の方向2 DV被害者への自立支援

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者	関係各課
②	DV被害者のこころのケア	DV被害者	関係各課
③	子どもの保護のための体制整備	DV被害者	こども課
④	DV被害者の市営住宅優先入居の体制整備	DV被害者	住宅・公園課
⑤	被害者の自立を支援するための団体の育成・支援	団体	関係各課

施策の方向3 DV被害者からの苦情への適切な対応

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	相談・支援に関する苦情への適切な対応	DV被害者	関係各課

重点課題3 DV根絶に向けた啓発と防止の推進

誰もが、DVの被害者や加害者になる可能性を持っています。また、DV被害を受けながらDVとして認識していない被害者や相談をためらう被害者が多く、被害が深刻化、潜在化しやすい傾向があります。DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期解決のため、DV根絶に向けた啓発に取り組みます。最近、結婚していない若者の男女間でのDVが増えつつあるため、デートDV^{*16}についても啓発を推進します。

施策の方向1 DV根絶に向けた啓発・教育

	具体的施策	施策対象者	担当課
①	DV防止の理解を深めるための啓発と教育	市民	関係各課 社会教育課
②	デートDV ^{*16} に関する啓発	市民 中学生・高校生	社会教育課

